

「運動と栄養の処方科学」編集委員会規定

第1章 総則・目的

第1条 本会を「運動と栄養の処方科学」編集委員会と称する。

第2条 本会は、日本運動処方学会の機関誌である「運動と栄養の処方科学」を編集することを目的とする。

第2章 役員

第3条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 編集委員長 1名
- (2) 編集委員 5～6名
- (3) 編集幹事 1～2名

第4条 編集委員長は日本運動処方学会会長が委嘱し、同評議員会の承認を受けて会務を統括する。

第5条 編集委員は編集委員長が委嘱し、日本運動処方学会評議員会の承認を受けて会務の運営にあたる。

第6条 編集幹事は編集委員長が委嘱し、会務を執行する。

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 会議

第8条 編集委員会は必要に応じ編集委員長がこれを招集し、会務に関する事項を審議決定する。

第4章 附則

第9条 本会の事務局は編集委員長所属の機関におく。

第10条 本編集委員会規定は、編集委員会の議決により変更できる。

第11条 本編集委員会規定は、平成18年4月1日より施行する。